

税制を知ってうまく残そう 財産承継のポイント

生前贈与の賢い活用方法

親から子へ大切な財産をより賢く残すためには、生前からの対策がとて重要です。また、築き上げてきた財産を引き継がせる場合、相続税や贈与税などの税金問題を避けて通ることはできません。今のうちから財産をどのように次の世代に承継させるかを考え、税制を理解して賢く活用することで、より多くの財産を残すことができるようになるでしょう。

まずは財産の把握から

いつのまにか自分も相応の年齢に達し、そろそろ相続や子どもたちのことが漠然と気になっている方も多いことでしょう。ただ、こうした問題意識があったとしても、日々の生活が忙しく、考えることを後回しにしているという人もいるのではないのでしょうか。自分のことだからと分かっているつもりでも、財産状況を本当に把握している人は少ないものです。

相続のことや財産承継を考えていくためには、当然ながら財産を「お金」の価値で評価した

うえで把握することが必要です。まずは、ご自分や配偶者の今後の生活などを考えたライフプランを立て、必要となるお金を想定してみましよう。そして、そのお金が給与や年金等、今後の収入でまかなえるのか、あるいは預貯金の取り崩しや不動産の売却などストックを換金しないとまかなえないのかの目処を付けることが大切です。そのうえで、財産リストの作成・棚卸しをしましょう。

その結果、自分の財産を思ったより多く子どもたちへ承継させることができることが分かった場合には、相続税の試算まで行ってみるとよいかもしれません。相続税の負担がどれくらい生

じる可能性があるのかを知ったうえで、より賢く財産承継を行っていくことを考えてみましょう。

平成27年から相続税が増税になりました

平成27年1月1日以後に開始した相続から相続税が増税になりました。基礎控除とよばれる相続税が課税されない最低ラインの金額が引き下げられ、今は「3000万円+600万円×法定相続人の数」で計算される額となっています。この金額を超える財産を所有している場合には相続税が課税されることになるのですが、以前に比べて相続税の課税対象者は大きく増加してい

図表1：法定相続人の数と基礎控除

法定相続人の数	基礎控除
1人	3600万円
2人	4200万円
3人	4800万円
4人	5400万円
5人	6000万円

税理士法人エーティーオー財産相談室

高木 康裕 (たかぎ やすひろ)

昭和53年神奈川県生まれ。平成13年慶應義塾大学経済学部卒業。税理士。大学卒業後、東京都内の会計事務所に勤務。中小零細会社から上場準備会社、上場会社などに対する税務申告業務および税務コンサルティング業務に従事。平成17年8月より税理士 阿藤芳明が代表を務める税理士法人エーティーオー財産相談室。現在、同法人常務社員。

ます。

参考として、法定相続人の数と基礎控除の関係を表にまとめました(図表1)。相続税を支払う必要があるかどうかは、この表の基礎控除の額を超えるかどうか基準となります。

例えば、法定相続人が3人の場合、相続財産が4800万円を超えると相続税が生じることになります(前述の計算式により、3000万円+600万円×3人と計算)。

イメージでいうと、自宅といくらかの預貯金があるだけで相続税が課税される時代になったのです。

つまり、相続税は富裕層だけの税金ではなくなったのです。一般的なサラリーマンでも、生前から計画的に財産承継を考えていくことがとても大切な時代になってきました。

承継させる方針を決めよう

自分が亡くなった後のことから、相続について何も考えないということは、相続人(遺された配偶者や子ども)に対して財産承継の責任と負担を押し

付けることとなります。

相続で一番大切なことは財産をどのように分けて承継させるのかということですが、

相続が発生すると、亡くなった人の財産は相続人間での共有状態となります。そのため、どのように財産を分けるのかという話し合い、いわゆる遺産分割協議が終わらないと、財産の所有者が確定しません。

財産が共有状態である間は、相続人1人だけの判断で財産を処分したりすることができませんので、売却などを行いたいときに、スムーズに手続きを進めることもできなくなります。また、相続後に共有状態を解消しようと持分の交換を行う場合には、所得税や贈与税などの余計な税金が生じる場合があります。このように、税金面を考えても不利になることがあるため、財産承継の方針を決めておくことは大切です。

自分の財産を承継する人が複数人いる場合には、まずは誰に何を引き継がせるのかを、おおよそにでもイメージすることが重要です。将来的には自宅は長男に承継させるのか、それとも長男はすでに独立して自宅も所

有していることから次男や娘夫婦に承継させるのかなど、その方向性を決めておくことはとても大切です。

一般的には、自宅など主な不動産を誰に引き継がせるかを考えた後、金融資産などの財産を他の相続人が承継することで、相続人間の調整が可能かどうかを検討することになるでしょう。家族の現在、そして今後の生活状況なども念頭に、財産の引き継がせ方を考えるようにしましょう。

親であるからこそ、子どもたちに対してその指針や考え方をしっかりと伝えることができるのです。遺された相続人だけで考えたのでは、自分たちの要望・希望ばかりが優先して円満な話し合いができなくなるかもしれません。

そうならないためにも、相続時の承継方法を遺言として指定しておくことはとても有効なことです。

遺言を作るなら公正証書遺言がベスト

実際に遺言を作ろうと思った場合には、実務的には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証

書遺言の3種類のうちいずれかの方式によって作成することになります。そのうちの方式が一番よいかといえば、間違いなく公正証書遺言です。公正証書遺言は公証人という法律家が関与したうえで作成するため、形式的な不備がないのはもちろんのこと、内容が法的に明瞭であり、遺言執行手続きのことも踏まえて作成をしてくれるという安心感があります。デメリットとしては作成するために費用が生じることが挙げられますが、これらのメリットを考えれば、他の方式と比較してベストな選択といえます。

自筆証書遺言では形式不備が生じることのほか法律的な問題が生じたり、紛失してしまう恐れもあります。また、相続人の誰か一人だけがその存在と保管場所を知っているケースも多く、実際の相続時にはこの遺言書が発見されないという問題が生じることがあります。

また、最近ではエンディングノートというものが注目されていますが、これはあくまで遺言の一つであり厳密には遺言とは異なります。財産承継の方法を定めるのであれば、別途に公正証書

図表2：暦年課税贈与

①贈与税の計算対象 × ②税率 - ③控除額 = 税額

①の額および直系尊属からの贈与か、直系尊属以外からの贈与かにより異なる*。
 直系尊属からの贈与か、直系尊属以外からの贈与かにより異なる*。

1年間に受けた贈与金額の合計額 - 110万円（基礎控除）(110万円以下の贈与は非課税)

(計算例) 直系尊属から1年間に受けた贈与金額が500万円の場合
 ・贈与税の計算対象 (①)：500万円 - 110万円 = 390万円
 ・贈与税額
 390万円 (①) × 15% (②) - 10万円 (③) = 48.5万円

※税率や控除額については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxanswer/zoyo/4408.htm>) をご確認ください

遺言を作成しておくことがよいでしょう。

生前贈与をうまく活用していきましょう

財産の承継を行うタイミングは、必ずしも相続時がすべてというわけではありません。承継方針を踏まえ、生前贈与を組み合わせたことにより、上手な財産承継を行うていくことを考えましょう。例えば、金融資産の承継であれば、思い切つて生前に行うことも一案です。

財産を生前に贈与すれば、自分が築いた財産を早い時期から次の世代に移転することができ、子や孫はその財産を有効に活用することができず。贈与は、行うタイミングや回数、金額などをコントロールすることが可能ですから、その時々状況を見ながら実行することができるという大きなメリットがあります。

生前贈与は、それが少ない金額であったとしても、贈与を受けた人にとつてはともうれいもので、親に感謝をするものです。相続とは異なり、実際に親子が向き合つたうえで財産の承継が行われるのですから、生前贈与はまさに血の通つた生きた承継方法といえるでしょう。贈与をす

る側、贈与を受ける側双方に喜びを与えるものなのです。

また、生前贈与は税金上においても大きなメリットがあります。

贈与税の計算は、暦年における1月1日から12月31日までの1年間に贈与でもらつた財産の合計額を集計して計算を行います(図表2)。1年ごとに計算を行い、通常は110万円の基礎控除を差し引いて贈与税を計算します。したがつて、年間に受ける贈与額が110万円以下であれば、実質非課税で財産を承継することができるのです。

この110万円枠は毎年あるのですから、これを上手に活用することがポイントになります。

なお、110万円を超える贈与税が発生しますが、何もしなければ、もっと多額の相続税を負担することになる場合もあります。要は、相続だけではなく、生前贈与を組み合わせて、上手に財産を承継するという発想が大切なのです。

すぐに効果を得られる贈与の特例など

承継方針をもとに、生前贈与もあわせて行つていこうとした場合

合、その目的によっては贈与金額が大きくなる場合があります。

よくあるのは、子どものために自宅購入資金を援助してあげ

る場合です。この場合、贈与金額は年間110万円の非課税枠では足りないのが普通です。

しかし、一定の要件のもと税制

上も贈与税の特例がいくつか設けられています。生前贈与を行うのであれば、これらの特例も上手に活用しましょう(図表3)。

(1) 住宅取得等資金の贈与

住宅取得等資金の贈与とは、20歳以上の人が親などから住宅取得等に係る資金の贈与を受け

た場合に、一定金額までが非課税になる制度です。時期によつて非課税枠が異なりますが最大で3000万円まで非課税になる可能性があります。

この制度を利用すれば、子や孫の自宅購入資金を生前に非課税で贈与することができます。

(2) 教育資金の一括贈与

教育資金の一括贈与とは、30歳未満の人が親などから学費などに充てるための資金贈与を受けた場合には、1500万円まで非課税となる制度です。

この制度を利用すれば、例えば祖父母が孫のための教育資金

図表3：一括贈与の特例の概要

	住宅取得等資金の贈与	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
贈与者	直系尊属であること（年齢要件はない）		
授贈者	20歳以上	30歳未満	20歳以上50歳未満
非課税限度額	300万円～ 最大3000万円	1500万円	1000万円
贈与資金の使途	住宅の取得・増改築など	入学金・授業料など	挙式費用・不妊治療・ 出産費用など
3年以内の贈与加算	加算対象外		
贈与者が死亡した場合の未利用残額	——— (未利用残額という概念なし)	贈与資金のうち未利用残額は 相続財産に加算しない	贈与資金のうち未利用残額は 相続財産に加算する

などを援助してあげることができず。

(3) 結婚・子育て資金の一括贈与
平成27年からは新制度として、結婚・子育て資金の一括贈与という制度ができました。

20歳以上50歳未満の人が親などから挙式費用・不妊治療・出産費用などに充てるための資金贈与を受けた場合には、1000万円まで非課税となる制度です。

制度の内容は、先ほどの教育資金の一括贈与とよく似ており、贈与内容が教育資金なのか、それとも結婚・子育て資金なのかの違いだけのように思えます。

しかし、大きな相違点として贈与者が死亡して相続が発生した場合の取り扱いが大きく異なります。制度の詳細な要件は割愛しますが、(1)、(2)の特例では、贈与を行った時点で贈与財産は相続からは切り離されますが、(3)の制度では贈与を受けた金額のうち未利用分があった場合には相続財産に戻し入れる必要が生じます。そのため、この制度は相続対策として考えると即効性はありませんので、迷ったときには教育資金の一括贈与を優先した方が効果

的でしょう。

なお、教育資金や結婚・子育て資金などは、必要な分をその都度贈与するのであれば、相続税法によってそもそも非課税扱いです。これらの制度は、今後生じるであろう費用をまとめて贈与するときに大きな利用価値があります。

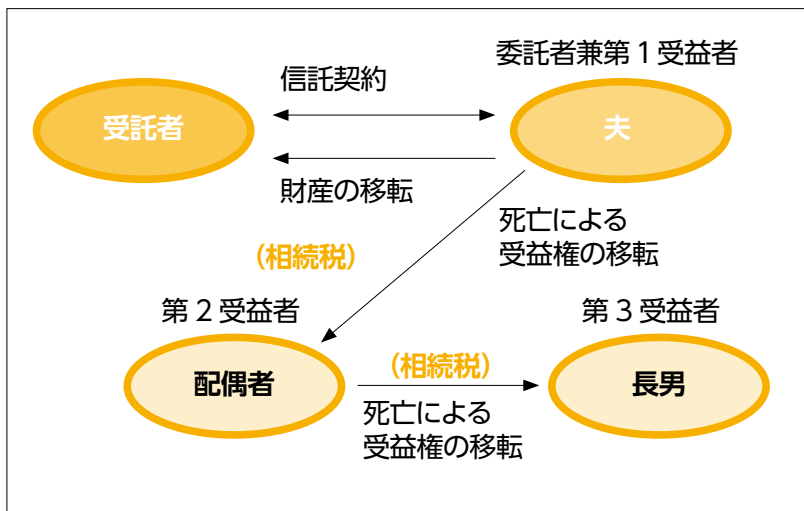
(4) ジュニアNISA
平成28年4月からジュニアNISAの制度運用が始まりました。これにより、20歳未満の人も年間非課税枠80万円までの中で、株式・投資信託等の売却益や、配当・分配金が非課税となります。子どもや孫の資産形成・投資経験などにこの制度を利用することが考えられます。

制度を利用するためには投資の資金が必要です。投資資金を生前贈与として渡すことを合わせて行えば、相続税の軽減を図りつつ次の世代への資産運用の一助となることでしょう。

信託の利用

最近では、財産承継方法の一つとして信託を活用する動きも出ています。

図表4：遺言の代用としての信託の活用



信託とは、一言でいえば自分の財産をある者を信じて託す行為のことをいいます。信託には3人の登場人物がでてきます。1人目は、財産を預ける人「委託者」。2人目は、財産を預かって管理運用する人「受託者」。そして3人目は、財産から得られる利益を享受する人「受益者」です。信託を利用すると形式的には委託者から受託者に財産の名義が移転し、委託者に代わって受

託者が財産の管理・運用・処分などを行うこととなります。財産承継の一つとして生前贈与を考えている場合には、信託を利用することもできます。いくつかの信託銀行では、贈与信託という商品を扱っています。この贈与信託では、今後、贈与を行う予定の資金を信託銀行が預かって(受託者となって)管理します。そして贈与のときは、贈与契約書の作成や贈与資金の振込手続き、贈与履歴の管理を信託銀行が行ってくれます。必ずしもこれを利用する必要はありませんが、110万円の非課税枠を活用して計画的に贈与を行いたい方にとっては便利な制度です。さらに信託では受託者が財産管理を行うというところを利用して、自分が亡くなった後のお金の利用方法を指定することもできます。

例えば、自分が死亡した後、に遺される子に障害があるため、金融資産を承継させたとしても、金銭管理が不安である場合や、誰かにだまされてしまわないか心配な場合もあります。このようになるときに、信託を利用すれば信頼できる親族や専門家などを受託者として、そうした子どものために金銭管理を行ってもらうこともできます。このように、信託はその信託目的をどのように定めるかによってさまざまなことに利用できます。受託者はあくまで信託目的に沿って管理を行いますので、その目的を明確にすることで、信託財産は孫などへの今後の教育費用のためだけに利用するといった使い方もできるでしょう。

また、受益者となる人の順番を定めることもできますので、遺言の代わりとして機能させることもできます。例えば、当初は委託者である本人が受益者となりますが、相続後の受益者は配偶者、配偶者の相続後には受益者を長男と指定することも可能です。つまり、遺言の代わりに財産の承継方法を決めることもできるのです(図表4)。

なお、税制上は、財産から利益を享受している受益者を財産の所有者として課税します。そのため、委託者と受益者が異なったときには、その時点で財産の

誰かにだまされてしまわないか心配な場合もあります。このようになるときに、信託を利用すれば信頼できる親族や専門家などを受託者として、そうした子どものために金銭管理を行ってもらうこともできます。

このように、信託はその信託目的をどのように定めるかによってさまざまなことに利用できます。受託者はあくまで信託目的に沿って管理を行いますので、その目的を明確にすることで、信託財産は孫などへの今後の教育費用のためだけに利用するといった使い方もできるでしょう。

また、受益者となる人の順番を定めることもできますので、遺言の代わりとして機能させることもできます。例えば、当初は委託者である本人が受益者となりますが、相続後の受益者は配偶者、配偶者の相続後には受益者を長男と指定することも可能です。つまり、遺言の代わりに財産の承継方法を決めることもできるのです(図表4)。

なお、税制上は、財産から利益を享受している受益者を財産の所有者として課税します。そのため、委託者と受益者が異なったときには、その時点で財産の

移転があったものとして受益者に対して相続税や贈与税が課税されることとなります。

信託はその内容によってさまざまな権限を持たせることができる契約です。そのため信託を考えるのであれば、どのような内容とするか、何を信託するのかなどその内容の作りこみがとても大切です。専門家に相談をしながら作成を進めるのがよいでしょう。

財産承継は早い段階から考えよう